

③

令和8年市議会4月臨時会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第8号	専決処分の報告について（静岡市手数料条例の一部改正について）	3
報告第9号	専決処分の報告について（訴訟上の和解について）	4
報告第10号	専決処分の報告について（交通事故、物損事故、道路事故及び施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について）	6

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市手数料条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年度以前の年度分の納税証明書に係るこの条例による改正後の静岡市手数料条例第2条第3項第2号の規定の適用については、同号中「軽自動車税」とあるのは、「軽自動車税種別割」とする。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、訴訟上の和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、訴訟上の和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

静岡市長 難波 喬 司

1 事件の表示 静岡地裁令和6年（ワ）第791号

2 当事者

原 告 代替住所A（民事訴訟法第133条に基づく秘匿）

代替氏名A（民事訴訟法第133条に基づく秘匿）

原告法定代理人

静岡市葵区呉服町二丁目2番13号 朱宮フジビル4階A号室

しずおか呉服町法律事務所 弁護士 鶴岡寿治

被 告 静岡市

被 告 *****

被 告 *****

3 和解条項の要旨

- (1) 被告静岡市は、児童生徒又は保護者間の関係調整が必要な場合に適宜適切な対応ができるようスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を一層有効に活用することで、本訴訟と同様の事態が再び起こらないよう努めるものとする。
- (2) 原告は、被告静岡市に対する請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告静岡市は、原告と被告静岡市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月16日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 688,354 (車両修理費等)	***** ***** ***** *****	*****	令和7年 6月16日 静岡市清水区 興津中町地内	市道を走行中の相手方車両が、グレーチング上を通過した際、破損したコンクリート舗装が跳ね上がり左後輪等に接触し、損傷させるとともに、頸部挫傷の傷害を負わせた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 1,033,956 (橋梁添架管路保護 カバー修理費)	静岡市葵区 城東町 5番1号	NTT西日本 株式会社 静岡支店長 番匠 俊行	令和7年 8月5日 静岡県島田市 金谷東一丁目 地先	消防車両で高架下を 通過したところ、橋梁添 架管路保護カバーに接 触し、損傷させた事故で ある。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月23日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下の物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 237,600 (屋根修理費)	***** ***** ***** *****	熊野神社総代会 構成員 *****	令和7年 9月29日 静岡市葵区 音羽町49番	清水山公園内の樹木 が倒れ、隣接する神社を 直撃し、屋根を損傷させ た事故である。
円 127,072 (車両修理費等)	***** ***** ***** *****	*****	令和8年 1月11日 静岡市葵区 西ヶ谷 553番地 西ヶ谷清掃工場 内	駐車場に駐車中の相 手方車両に、腐朽した竹 が直撃し、フロントバン パーカバー等を損傷さ せた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年4月2日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 16,500 (マンホール蓋修理費)	***** ***** ***** *****	*****	令和8年 1月3日 静岡市葵区 新伝馬二丁目 8番63号 秋山ハイツA棟 駐車場	駐車場で消防車両 を前進させたところ、マ ンホール蓋を損傷させ た事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年4月7日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 16,500 (道路標識修理費)	静岡市葵区 追手町 6番1号	静岡中央警察 署 署長 鈴木 光弘	令和8年 1月21日 静岡市葵区 田町五丁目 34番地の2地 先	移動図書館車で走行 中、対向車とすれ違う際 に、道路標識と接触し、 損傷させた事故である。